明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

官庁報告

公聴会

電気供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第百三十四条第一項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十四年五月十四日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　細野　豪志

一　件名　東京電力株式会社申請の電気供給約款の変更の認可に係る公聴会

二　期日及び場所

1　東京会場　平成二十四年六月七日　午前九時から
経済産業省本館地下二階講堂（東京都千代田区霞ヶ関一丁目三番一号）

2　埼玉会場　平成二十四年六月九日　午前九時から
さいたま新都心合同庁舎一号館二階講堂（埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）

三　事案の要旨

1　電気料金その他の供給条件についての供給約款の変更（現行の電気料金を平均一〇・二八パーセント引き上げるほか、その他の供給条件の変更等に伴う電気供給約款の変更を行う。）

2　申請者からの申請資料等については、経済産業省のホームページ（http://www.enecho.meti.go.jp/denkihp/120511toudenshiryou/index.html）に掲載する。なお、当該資料については、経済産業省（東京都千代田区霞が関一丁目三番一号）、関東経済産業局（埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）並びに東京電力株式会社の本店（東京都千代田区内幸町一丁目一番三号）及び支店・営業所において閲覧に供する。

四　その他

1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を、メールアドレスがある場合はメールアドレスを付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び職名）、希望する公聴会会場（東京会場又は埼玉会場の別。希望する公聴会会場の記載のないものは、特に希望がないものとして取り扱う。）及び意見の概要を記載した経済産業大臣あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「東京電力関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十四年五月二十三日までに経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備課（郵便番号一〇〇―八九三一　東京都千代田区霞が関一丁目三番一号）に到着するよう提出すること。この意見陳述届出書は、電子メール（denkiryokin-toroku@meti.go.jp）により提出することもできる。なお、意見陳述が多数の場合は、経済産業大臣が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。

2　傍聴を希望する者は、官製往復はがき（住所、氏名「東京電力関係公聴会傍聴希望」の旨及び希望する公聴会会場（東京会場又は埼玉会場のいずれか一つを選択）並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、希望する公聴会会場毎に一人一通に限る。）により、平成二十四年五月二十三日までに経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備課に到着するよう申し込むこと。この傍聴の申し込みは、電子メール（denkiryokin-toroku@meti.go.jp）により行うこともできる（郵送とメールの重複申込を行った場合は、メールでの申込を有効とする。）。なお、傍聴申し込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。

様式

意見陳述届出書

経済産業大臣　殿

届出者　氏名（ふりがな）
（郵便番号）
住所
（電話番号）
（メールアドレス）
職業

東京電力株式会社申請の電気供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。
（希望する公聴会会場）　東京会場　埼玉会場

（意見の概要）

備考

1　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４とすること。

2　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。

3　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。

4　希望する公聴会会場は、東京会場又は埼玉会場の別を記入すること。なお、希望する公聴会会場の記載のないものは、特に希望がないものとして取り扱う。